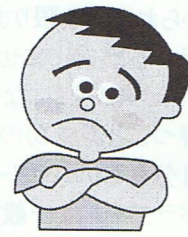


## 介護予防デイサービスを開業しよう！



### I. 事業所を作るには

#### 1. 法人設立

デイサービスの申請をするには、法人格が必要です。まずは、株式会社を設立しましょう！平成18年に施行された新会社法によって資本金1円、役員は取締役1人からでも株式会社が設立ができるようになりました。しかし、開業当初の備品、設備、人件費などの費用を考えると、ある程度の資本金は必要です。NPO法人は資本金が要りませんが、社員10人以上、役員4人以上の規定があり、所轄庁の認証を得るまで6ヶ月間ぐらいかかります。

定款には目的に申請される事業が記載され、法人の行う事業としての位置づけられていることが必要です。目的で、指定サービス事業は、居宅と介護予防に分けてください。申請時に、定款の目的が記載された3ヶ月以内に発行された登記簿謄本を持っていきます。

#### (例)定款の目的

##### 目的

1. 介護保険法による指定居宅サービス事業
2. 介護保険法による指定介護予防サービス事業
3. 柔道整復師法による施術事業
4. 鍼灸あん摩マッサージ指圧師法による施術事業
5. 前各号に付帯する一切の事業

#### 2. 申請

東京の場合、指定は毎月の1日にします。例えば、2月28日に提出、受理した場合は4月1日に指定されます。3月5日に提出、受理した場合は5月1日に指定されます。提出しても、書類の不備等で再提出となることがあるので余裕を持って提出しましょう。

申請をする前に都道府県の介護保険課の指定

申請窓口で事前の相談をします。申請時には、デイサービスとしての体制が整っていることが必要です。

内装や備品がそろい、スタッフも確保されてからの申請となります。工事中・備品等が未納入の場合が受理されませんが納入日などは、個別に窓口で相談してください。予防通所介護と通所介護を同時に申請する場合の申請書類および添付書類は、1部でかまわないです。予防通所介護のみの申請も可能ですが、通常は予防と介護は一緒に行います。

#### 3. 受理

指定を受けるに当たっては、申請受付期間内に指定申請が受理されなければなりません。申請書類には副本を作成して、正本と一緒に提出します。指定申請書を受理した際に「受理証」を発行します。ただし、受理は「指定」の確約とはなりません。

申請書類の受理後、指定内容に変更があった場合、申請書類を差し替えます。

#### 4. 審査

申請内容が人員、設備及び運営基準等を満たしているかを審査します。通所の場合、指定予定日の前月の中旬に通所介護事業所の現地調査が行われます。

#### 5. 指定

指定通知書を事業あてに郵送されます。原則的に指定通知書は再発行されません。事業開始後に指定届出内容に変更が生じた場合、変更届を変更後10日以内に提出しなければなりません。変更届がないと指定基準違反として指導を受けることがあります。とくに管理者の変更は注意してく